

住民基本台帳カードの 対応について

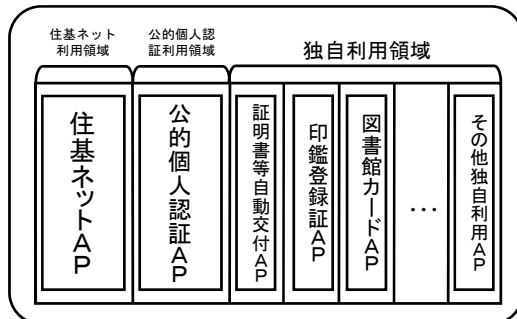
平成20年9月
総務省自治行政局市町村課

住民基本台帳カード

希望者に住民基本台帳
カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)



① 日常生活での本人確認に使える。

⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)

② 市町村における本人確認に使える。

⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。

③ インターネットを使った電子申請での本人確認に 使える。

⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サー
ビス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告

④ 市町村内でワンカード化。

⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に
利用できる。

住民基本台帳カードの記載事項等

I 券面記載事項

(A) 氏名、住基カードである旨、交付地市町村名、有効期限

希望者はさらに

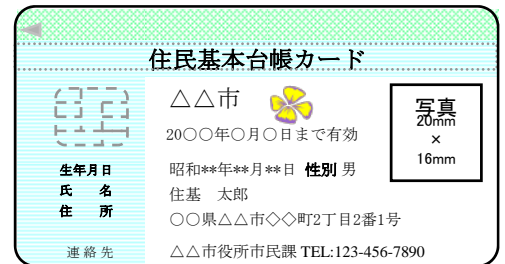
(B) 生年月日、性別、住所、写真 (→身分証明書)

※ 券面に住民票コードは記載されません。

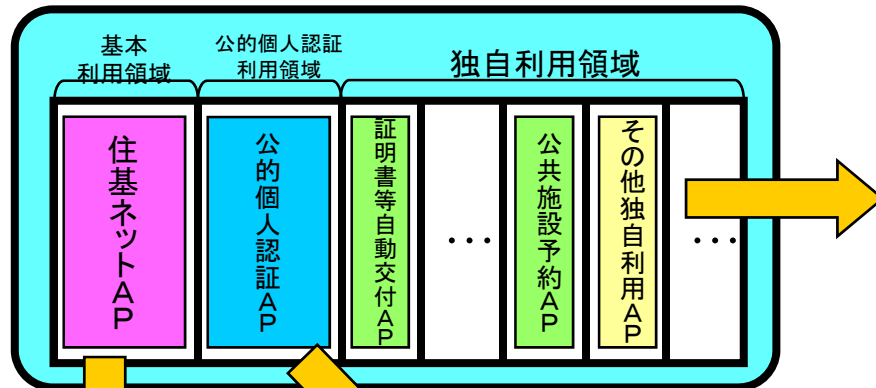
様式
A



様式
B



II ICチップへの記録事項



① 基本利用領域

- ・住民票コード
- ・相互認証情報
- ・暗証番号

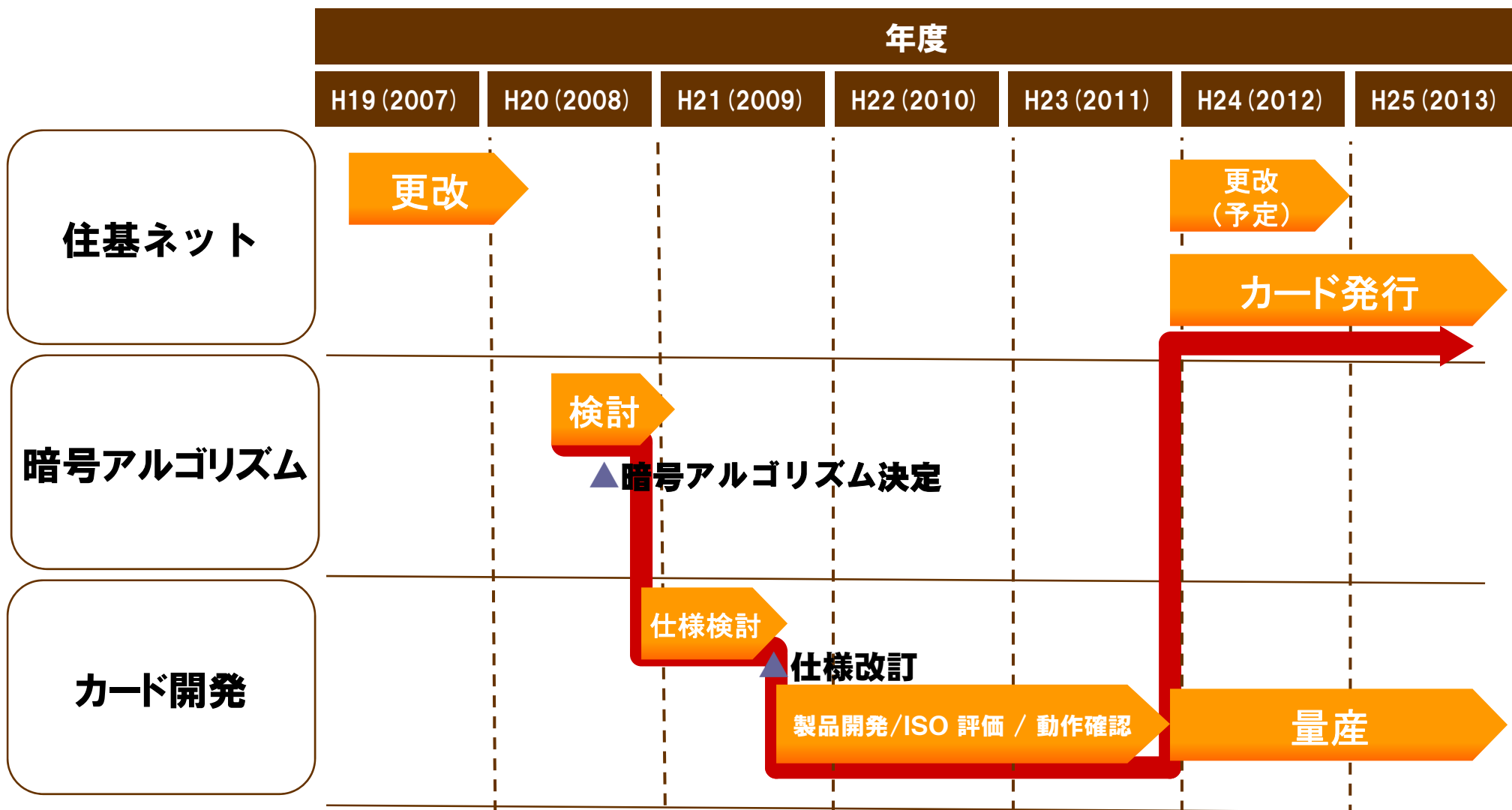
② 公的個人認証領域

- ・電子署名用の秘密鍵
- ・電子証明書
- ・パスワード

③ 独自利用領域

- ・利用者番号(≠住民票コード)など

住基カードのシステム開発に係るスケジュール（イメージ）



※ 製品開発、評価等が相当順調に進んだ場合